

江田島市「しごとの場創出事業」

プロポーザル公募要項



平成 2 9 年 8 月

広島県江田島市

目次

1	事業の趣旨	1
2	事業内容	2
	（1）事業名称	2
	（2）事業用地の概要	2
	（3）公募概要	3
	（4）事業スケジュール	3
3	事業条件	3
	（1）基本条件	3
	（2）対象地の使用条件など	4
	（3）市の奨励措置	5
	（4）契約の不履行措置	5
4	応募者が備えるべき参加資格要件	6
	（1）応募者の構成など	6
	（2）応募者の基本的参加資格要件	6
	（3）その他	7
5	参加に関する手続き	7
	（1）公募型プロポーザルのスケジュール	7
	（2）参加表明書の受付	7
	（3）質問書の受付	7
	（4）提案書などの提出	8
	（5）提案説明	9
	（6）審査結果通知	9
6	選考方法	9
	（1）審査	9
	（2）失格	9
7	提案書類及び提案説明（プレゼンテーション）の審査基準など	10
	（1）評価項目・配点	10
	（2）定量化審査	10
	（3）順位の決定方法	11
8	覚書の締結	11
9	土地使用貸借契約の締結	11
10	その他	11

1 事業の趣旨

江田島市は、平成27年の国勢調査によると、人口が24,339人、高齢化率は40.9%となっており、今後は、人口減少と高齢化がさらに進むことが予測されていることから、平成27年3月に策定した「第2次江田島市総合計画」において、「協働と交流で創り出す『恵み多き島』えたじま」を将来像として掲げ、様々な施策を展開しています。

また、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえて策定した「江田島市総合戦略」においては、人口減少対策として、江田島市内に「働く場所」をつくることで、そこで働く人たちに市内に住んでもらおうと考え、目指すべき将来像の実現に向けた施策の一つとして、「地域で暮らすためのしごとをつくる」ことを掲げています。

このような状況のもと、平成29年度からは、「江田島市内にしごとの場をつくる」ため、利用予定のない廃校のグラウンドを無償で貸し付けることにより、市の産業振興に寄与する「しごとの場」を創出する事業に取り組んでいます。

そこで、当事業を実施するに当たり、市内に雇用の場を確保することで、若者の流出抑制とU I Jターンを促進させようとしている本市の趣旨を理解し、市内の遊休地を活用していただける民間事業者を、江田島市「しごとの場創出事業」プロポーザル方式事業者特定審査委員会を開催して、広く募集するものです。

【江田島市の概要】

江田島市は、広島県の南西部に位置し、複数の島々によって構成される総面積100.70km²のまちです。政令指定都市である広島市からは南に約7.5km、中核市である呉市から西に約6.0kmという比較的近い位置にあります。広島港からは、フェリーと高速船が運航しており、呉市とは、早瀬大橋と第2音戸大橋の両架橋で結ばれています。

江田島市の主要な産業は農水産業で、瀬戸内海の温暖な気候や都市部に近い立地条件を活かし、農業では果樹、花き、野菜などの園芸作物、水産業では、かき養殖が盛んに行われています。

気候は、年間平均気温16.2℃、年間降水量1,421mmと温暖で小雨な典型的な瀬戸内海気候です。

観光面においては、海上自衛隊第1術科学校（旧海軍兵学校）に代表される歴史・文化を感じることができるスポットに加え、海と島の豊かな自然の中でのマリンレジャーやサイクリング、温泉などを楽しむため、年間50～70万人の観光客が訪れています。

2 事業内容

(1) 事業名称

江田島市「しごとの場創出事業」

(2) 事業用地の概要

所在地	所在地		登記地目	現況	登記地積
敷地面積等	江田島市江田島町秋月	5100番19	宅地	グラウンド	1,681.91 m ²
	同上	5103番1	学校用地	同上	6,171.00 m ²
	同上	5105番2	宅地	同上	1,021.20 m ²
	同上	番地なし (旧市道13)	—	同上	1,125.99 m ²
	同上	番地なし (旧市道15)	—	同上	373.16 m ²
	合計		10,373.26m ² ※利用可能面積は、上記のうち事業者からの提案により協議		
道路条件	敷地へは、市道秋月11号線(幅員約7.0m)から江田島市江田島町秋月5100番17を經由し、敷地南側から進入可能(幅員最少4.0m) 敷地東(海)側と同市道には高低差(1.0m~1.5m)があり、現状では直接進入はできない。(事業者による改良工事等により進入口の確保は可能)				
都市計画区域	区域内(未線引)	用途地域(指定なし)	建ぺい率/容積率(70%/400%)		
都市計画制限	なし				
宅地造成等規制法	区域内				
土砂災害警戒区域	現時点、区域外 本事業区域(江田島市江田島町秋月)は、広島県により平成28年度内に土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域などの調査済み。土砂災害特別警戒区域に指定された場合、建築物に関する構造規制がかかる。				
飲用水・ガス・電気 の供給施設及び排水 施設の整備状況	飲用水有り(市道秋月11号線側に配管あり(φ75)) ガス有り(プロパンガス) 電気有り 公共下水なし				
周知の埋蔵文化財	埋蔵文化財発掘調査必要なし				
交通アクセス	陸路(車) : (広島駅~広島呉道路~呉・音戸大橋経由) 約90分 海路(車) : (広島駅~宇品港~切串西沖港~車20分) 約70分 海路(人) : (広島駅~広島港~小用港~路線バス) 約90分				

敷地形状は別紙2-1 対象地籍図などで確認すること。

当該地の貸与面積は、優先交渉権者と協議の上、確定することとする。

別紙1・・・位置図

別紙2-1・・・航空写真

別紙2-2・・・対象地籍図

別紙3・・・平面図

(3) 公募概要

ア 公募内容

本募集は、江田島市内に「しごとの場」を創出するため、最も優れた提案を行った事業者を選定することを目的とする。

事業者の選定に当たっては、公募により広く応募者を求め、その上で提出のあった提案書などを総合的に評価する公募型プロポーザル方式で事業者を選定するものとする。その後、本プロポーザルによって決定した優先交渉権者は、本市と覚書及び土地使用貸借契約を締結し、提案内容に基づく事業を実施することとする。

イ 事業予定者の決定方法

本市が設置する江田島市「しごとの場創出事業」公募型プロポーザル方式事業者特定審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、本プロポーザルで実施する提案書類及び提案説明（プレゼンテーション）の審査により、最優秀提案を選定し優先交渉権者を決定する。

なお、本プロポーザルは、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により実施するもので、随意契約の相手方となる契約候補者を特定する手続きを行う。

ウ 追加情報

本公募要項に関する追加情報などの提供は、原則として本市ホームページで行う。

(4) 事業スケジュール

本市が想定するスケジュール（案）は下表のとおり。

時 期	内 容
平成29年 8月～10月下旬	公募・プロポーザル
平成29年11月上旬	優先交渉権者の決定
平成29年11月下旬	覚書・土地使用貸借契約
平成29年12月～	調査・設計・施工
平成31年 4月～	操業開始

※操業時期は、覚書から2年以内とする。なお、国などの補助を活用の場合は、3年以内とする。

3 事業条件

(1) 基本条件

事業の基本条件は次のとおりとする。なお、事業候補者の提案をできる限り尊重し、決定した優先交渉権者とは改めて協議の上、事業の条件を確定する。

ア 市の産業振興に寄与すると認められるもので、風俗営業又は性風俗関係特殊営業の用に供する施設を除くすべての業種を対象とする。

イ 施設等を建設する場合、外観及び外構は、周辺環境に配慮したデザインとすること。

ウ 事業者は、施設整備及び運営に当たっては、地域住民との連携を大切にし、良好な信頼関係の形成や、江田島市別荘等に関する開発指導要綱（平成16年江田島市告示第65号）に基づいて周辺の住環境への影響に配慮すること。

- エ 電波障害対策については、事業者自らの責任と負担により、必要な調査及び対策を行うこと。また、高層建築物の建設に伴う電波伝搬障害については、事業者自らの責任と負担により、電波法(昭和25年法律第131号)に基づいて適切な処置を講じること。
- オ 施設配置に当たっては、近隣への日照に対する配慮のほか、施設から発生する音、臭い、眩光に配慮すること。事業者は、本事業の実施に際しては、必要な近隣対策を行う計画とすること。
- カ 事業開始は、事業者と本市が行う覚書締結から2年以内とすること。なお、国などの補助を活用する場合は、3年以内とする。
- キ 事業者は、近隣の住民及び近隣の事業者を対象とした事業内容などの説明会を開催すること。
- ク 地域団体などの活動に積極的に参加すること。
- ケ 施工の際は、市内業者の優先的な採用に努めること。
- コ 事業者は施設に従事する者として、市内在住者及び市内在住を前提とする者を優先して雇用すること。
- サ 今回の提案は、グラウンドの活用が主であるが、将来的に付属施設として、旧校舎の活用計画の提出も可とする。

(2) 対象地の使用条件など

事業用地の使用に際し、土地使用貸借契約を締結する。

- ア 土地使用貸借契約の締結日は、江田島市議会における議案の議決日の翌日とし、契約終了は施設開業日から起算して10年とする。ただし、期間終了後には更新できるものとする。
- イ 土地使用料は、土地使用貸借期間中は無償とし、契約期間終了後は本市と協議の上、定める。
- ウ 土地使用貸借期間中は、提案内容に即した利用にすること。ただし、新たな事業を実施する場合は事前に本市と協議すること。
- エ 事業者は、土地使用貸借権を第三者に譲渡又は転貸、担保権の設定をすることはできないものとする。
- オ 事業者は、事業継続に伴う建築物の所有権及び事業の譲渡、その他権利の設定、移転などを行う場合は、本市の承諾を必要とする。
- カ 事業者は、本市との土地使用貸借契約締結後、事業用地に隠れた瑕疵があることが発見されても、そのことを理由とする損害賠償の請求や契約の解除をすることはできないものとする。
- キ 本市は、事業者となることが著しく不相当と認められる事情が生じた場合は、事業者としての資格を取消し、土地使用貸借契約を解除することができるものとする。
- ク 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業の用に使用できない。また、いわゆるファッションホテルに類する施設の設置、営業も行うことはできないものとする。
- ケ 土地の使用は、別紙3の平面図に示されている範囲内で、事業用地に必要なおおよその面積を確定させて提出すること。

- コ 事業用地は、原則として現状有姿での貸付けとする。なお、提案内容に基づき実施される測量、敷地内に存在する遊具の撤去、立木の伐採、造成、整地、電気・給排水・進入路工事、フェンス設置などに要する一切の費用は、事業者の負担とする。
- サ 付属施設として、旧校舎を活用計画のある場合は、本市と別途協議とする。

(3) 市の奨励措置

江田島市企業立地奨励条例（平成28年江田島市条例第10号。以下「奨励条例」という。）の条件を満たした場合は、それに関する奨励措置の対象とする。

ア 奨励措置の条件

- (ア) 市の産業振興に寄与すると認められるもので、風俗営業又は性風俗関係特殊営業の用に供する施設を除くすべての業種であること。
- (イ) 本事業の産業施設等に対する投下固定資産総額が3,000万円以上であること。
- (ウ) 新規雇用者の数が3人以上であること。
- (エ) 事業者は事業開始後、5年以上は、提案した事業を継続すること。

イ 奨励金の内容

内 容		適用期間
企業立地	操業を開始した日以降において、事業の用に供している対象施設などの固定資産税（土地・家屋・償却資産）相当額を交付する。	5年間
新規雇用	操業開始に伴い、新規に雇用した常勤の従業員のうち、対象施設の操業を開始した日から1年以上雇用し、最初の1月1日現在において、6か月以上江田島市内に住所を有する者の人数に100万円を乗じて得た額で5,000万円を上限として交付する。ただし、平成32年1月以降開業の場合は半額とする。	1回限り
施設整備	新增設した産業施設等に係る投下固定資産（土地を除く）の固定資産税評価額の5/100を乗じた額で500万円を上限とする。	1回限り

※「奨励条例」第5条第1項（1）企業立地奨励金のうち、固定資産税（土地）相当額は市有地のため対象とならない。

※「奨励条例」第5条第1項（4）土地取得奨励金については、市有地のため本事業では適用外とする。

※江田島市企業立地奨励金の支払い予定は、別紙4（支払い予定フロー）を参照のこと。
（国の補助などを活用する場合は、別途協議）

(4) 契約の不履行措置

覚書及び土地使用貸借契約に定める内容を履行しなかった場合、事業者は本市に対し、覚書及び土地使用貸借契約の内容に従い、損害賠償義務を負担する。

4 応募者が備えるべき参加資格要件

(1) 応募者の構成など

応募者の構成などについては、次のとおりである。

ア 応募者の定義

応募者とは、本事業を事業期間にわたり確実に遂行するために必要な経営能力、技術的能力、資金調達能力を備えた単体企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業により構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。

イ 代表企業の選定

応募グループにおいては、代表企業1社を定め、グループを構成する企業（以下「構成員」という。）の参加表明書を取りまとめ提出すること。その際、代表企業及び構成員が受け持つ業務範囲を任意様式により明らかにしなければならない。

代表企業は、本市との協議において相手方となり、本市と覚書及び土地使用貸借契約を締結する。また、提案した計画内容に基づく事業の実施については構成員が連帯して責任を負う。

ウ 複数応募の禁止

単独で応募した一つの企業は、他の共同事業者の構成員となることはできない。また、一つの企業は、複数の共同事業者の構成員になることはできない。下記「(2) 応募者の資格基本的参加資格要件」は、応募グループ総体で判断する。

(2) 応募者の基本的参加資格要件

応募者は、次のア～ケに掲げる要件を満たす法人の事業者とする。

- ア 次に掲げる要件を全て満たし、提案する計画内容の施設建設や事業運営に必要な資力及び免許、知識、経験（実績）、信用、技術的能力などを有する者であること。
 - (ア) 直近の決算期末において債務超過（自己資金源がマイナス）でないこと。
 - (イ) 経常損益において直近の決算を含みマイナスでないこと。なお、債務超過や経常損益がマイナスであっても、理由書などを提出することで参加を認める場合がある。
- イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止を受けていないこと。
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- エ 最近1年間の国税、地方税などの滞納がないこと。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- カ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- キ 破産法（平成16年法律第75号）第17条若しくは第18条の規定による破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- ク 江田島市暴力団排除条例（平成23年江田島市条例第1号）第2条第1号の暴力団及び同条第2号の暴力団員並びに同条第3号の暴力団員等に該当しないこと。
- ケ 本審査委員会委員又は委員が関係する事業所に所属する者は、本プロポーザルに参

加することはできない。

(3) その他

告示日から優先交渉権者決定の日までの期間に、応募者が資格など条件を欠くこととなった場合、若しくは応募グループの構成員が上記(2)に抵触した場合は、失格とする。

5 参加に関する手続き

(1) 公募型プロポーザルのスケジュール

質問受付期限	平成29年 9月 7日 (木) 午後5時15分まで
質問回答日	平成29年 9月14日 (木) 予定
参加表明書の提出期限	平成29年 9月21日 (木) 午後5時15分まで
辞退届の受付期日	平成29年 9月28日 (木) 午後5時15分まで
提案書の受付期限	平成29年10月17日 (火) 午後5時15分まで
提案説明 (プレゼンテーション)	平成29年10月31日 (火) 予定
審査結果通知 (優先交渉権者決定)	平成29年11月上旬まで (予定)

※ 日程は都合により、変更する場合がある。

※ 現地説明などが必要な場合は、事前に事務局に申し出ること。個別対応とする。

(2) 参加表明書の受付

ア 受付日時

公告日の翌日の8時30分から平成29年9月21日 (木) 午後5時15分まで
(土日・祝日を除く)

イ 受付方法

次の提出書類を本要項最終ページに記載する事務局まで持参又は郵送するものとする。(郵送の場合は上記期限までに必着のこと)

ウ 提出書類 ※各一部提出

(ア) 参加表明書	様式第1号
(イ) 会社概要書	様式第2号
(ウ) 法人登記謄本	履歴事項全部証明書で申請前3か月以内に発行されたもの
(エ) 印鑑登録証明書	申請前3か月以内に発行されたもの
(オ) 納税証明書	直近年度の国税・地方税(本店所在地及び江田島市)において未納がないことを証する書面(納税証明書や完納証明書)で申請前3か月以内に発行されたもの
(カ) 直近3年分の財務関係書類一式	財務諸表(貸借対照表, 損益計算書)及び税務申告書の写しなど

(3) 質問書の受付

ア 提出方法

公募要項などの記載事項及び提案書類作成に関し疑義がある場合は、質問書(様式

第3号)に記入し電子メールにて提出すること。

(sangyou@city.etajima.hiroshima.jp)

なお、質問書を送信した際には、必ず電話でその旨を事務局に連絡することとし、送信誤りなどにより期間内に質問書が届いてない場合は、その質問は無効とする。

イ 提出期限

平成29年9月7日(木)午後5時15分まで

ウ 質問書回答

質問に対しては、平成29年9月14日(木)を目途に各質問者へ回答する。なお、これらの質問と回答は、参加表明書提出後に参加表明者全員に記載されたメールアドレス宛に通知し、共有するものとする。

(4) 提案書などの提出

ア 受付期間

質問回答期日の翌日の午前8時30分から平成29年10月17日(火)午後5時15分まで(土日・祝日を除く。)

イ 受付方法

事務局まで持参又は郵送するものとする。(郵送の場合は上記期限までに必着のこと)

ウ 提出書類など及び提出部数

次の(ア)～(ウ)を作成し提出すること。正本には押印をすること。

(ア) 提案書類提出書	様式第5号	正本1部
(イ) 会社概要	パンフレットなど	正本1部
(ウ) 提案書	様式第6号 ※次のエの体裁・内容とすること	正本1部 副本10部

※上記(ウ)の電子データを電子媒体(CD-Rなど)で1部

エ 提案書(様式第5号, 第6号)

(ア) A4版(文字サイズ10.5pt以上)とし、表紙及び目次を除き両面印刷とし各頁の番号を記載すること。ただし、必要に応じてA3版(Z折)を含めても差し支えない。

(イ) 提案書頁数は、概ね50頁程度までとすること。ただし、付属資料は別とする。

(ウ) 提出する提案書の体裁は原則としてA4フラットファイルとし、フラットファイルの表紙及び背表紙に平成29年度江田島市「しごとの場創出事業」及び提案事業者名を記載すること。

(エ) 提案書には本要項10頁に記載している「7 提案書類及び提案説明(プレゼンテーション)の審査基準など」の「(1) 評価項目・配点」の審査項目1～9までに示す項目をその順番通り盛り込むこと。

オ 辞退

参加表明書を提出後辞退する場合は、辞退届(様式第4号)を平成29年9月28日(木)午後5時15分までに提出すること。

カ その他

提出書類は1提案者につき1種類とし、提出後は書類の修正はできないため、十分確認の上、提出のこと。

事務局は必要に応じ、提案者全員に対し、追加の資料を要求する場合がある。

(5) 提案説明

ア 審査の方法など

提案書を提出した者については、提案説明（プレゼンテーション）による審査を実施する。

イ 審査日 平成29年10月31日（火）開催予定

ウ 留意点

（ア）提案説明（プレゼンテーション）に係る費用、機器類は各提案者で負担、準備すること。ただし、申し出があればプロジェクター及びスクリーンは市が用意する。

（イ）提案説明（プレゼンテーション）に参加する人数は、1社につき3名以内とする。

（ウ）提案説明（プレゼンテーション）の所要時間は45分以内、審査委員との質疑応答時間は15分以内とし、合計1時間（予定）とする。

(6) 審査結果通知

審査結果を平成29年11月上旬（予定）までに通知する。

6 選考方法

(1) 審査

ア 提案書を提出した者について、提案説明（プレゼンテーション）実施後、提案書の評価項目に対して評価を行い、加えて提案説明（プレゼンテーション）及び質疑応答の内容を総合的に評価し審査する。

イ 評価項目に基づき、審査委員が採点を行い、その結果に基づき、評価点数の平均点が最高得点の応募者を事業候補者（優先交渉権者）として選定する。最高得点の参加者が複数の場合は、審査委員会の議決により選定する。

ウ 応募者が1者の場合であっても、審査は行うものとし、審査の結果、提案内容が基準を満たしていると認められた場合には、その応募者を事業候補者として選定する。

エ プレゼンテーション及び審査経過については非公開とし、審査結果を文書にて通知する。なお、審査結果に対する異義の申し立てはできないものとする。

(2) 失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 提出期限を超過してから提案書などを提出した場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ その他、本要項に違反すると認められた場合

7 提案書類及び提案説明（プレゼンテーション）の審査基準など

（1）評価項目・配点

提案書の評価項目及び配点は、下表に示すとおりとする。

審査項目	審査基準	審査基準点	ウェイト	配点
1 基本事項	計画に具体性があり，実現可能な事業計画になっているか	5	× 3	15
2 計画の内容	事業に対する考え方が適切で，事業運営を安定的に実施できる内容か	5	× 3	15
3 雇用の創出	新規雇用者がどの程度期待できるか	5	× 4	20
4 事業の将来性	事業の内容は将来的に成長が期待できるものか	5	× 2	10
5 管理運営	事業に必要なノウハウの有無 事業スケジュールは適切か	5	× 2	10
6 経済波及効果	地域経済活性化に寄与する提案になっているか	5	× 1	5
7 地域連携・貢献	地域連携，地域貢献に関する考え方が盛り込まれているか	5	× 1	5
8 特記事項	独自のアイデアや特徴を持った提案になっているか	5	× 1	5
9 資金計画書	事業運営の確実性・継続性 事業を遂行し得る経営状況であるか	5	× 3	15
合 計				100

（2）定量化審査

定量化審査においては，審査項目ごとに設けられた評価方法により得点化を行う。

提案書及び提案説明（プレゼンテーション）により審査し，各項目に対して以下の評価を付し，得点化を行う。

なお，各基準について適否を審査し，審査の結果，合計得点が6割未満で候補者に適していないと認める場合は，候補者を選定しない場合もある。

項目	特に良い	良い	普通	劣る	特に劣る
審査基準点	5	4	3	2	1

(3) 順位の決定方法

評価項目に基づき各審査委員が採点を行い、評価点数の平均点が最高得点の応募者を事業候補者として選定する。最高得点の参加者が複数ある場合は、審査会の議決により選定する。

8 覚書の締結

- (1) 本市は、「優先交渉権者」と協議の上、事業実施に関する基本的な事項を定めた覚書を速やかに締結する。ただし、優先交渉権者が辞退したとき、又はその他の理由で協議が成立しないときは、「次点交渉権者」と協議を行うものとする。
- (2) 応募者の基本的参加資格を欠くような事態が生じた場合には、本市は覚書を締結しない場合がある。

9 土地使用貸借契約の締結

- (1) 本市は、優先交渉権者との協議が整った後、江田島市議会における議案の議決を経て、土地使用貸借契約を締結するものとする。
- (2) 優先交渉権者の決定日の翌日以降、土地使用貸借契約の締結までの間、基本的参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、本市は土地使用貸借契約を締結しない場合がある。

10 その他

- (1) 本要項に定めのない事項については、本市と協議の上、実施するものとする。
- (2) 提出書類の作成及び提出に要する経費及び提案説明（プレゼンテーション）に要する経費、その他本業務の優先交渉権者選定への参加に要する全ての経費は提案者の負担とする。
- (3) 提出された書類などは返却しない。
- (4) 参加者数及び候補者名については、優先交渉権者決定後に公表する。
- (5) 提出された書類などは、事業者の選定に係る審査及び説明のために写しを作成し使用できるものとする。
- (6) 本提案に当たり、本市の事業に関して知り得た個人情報などの秘密を本業務の目的以外に使用し又は第三者に提供してはならない。
- (7) 審査結果に関する異議は一切受け付けない。

【問合せ先】

事務局：江田島市 産業部 産業企画課

住 所：〒737-2297 広島県江田島市大柿町大原505番地

担当者：兼光・佐野

電 話：0823-43-1641（直通）

FAX：0823-57-4433

電子メール：sangyou@city.etajima.hiroshima.jp